

独立行政法人都市再生機構工事特記基準

令和 8 年 6 月版

【機械編】

適用について

- この独立行政法人都市再生機構工事特記基準は、独立行政法人都市再生機構が住宅建設等を行うにあたり、公共住宅建設工事共通仕様書（令和 7 年度版）の一部を読替える項目及び追加する項目について記載したものであり、公共住宅建設工事共通仕様書（令和 7 年度版）と併せて、独立行政法人都市再生機構における仕様書の一部として取り扱うものとする。
- 独立行政法人都市再生機構工事特記基準で、○.○.○と記載された数字は、公共住宅建設工事共通仕様書（令和 7 年度版）の項番号を示す。

機 械 編

第1編	一 般 共 通 事 項	5
第2編	共 通 工 事	10
第3編	空 気 調 和 設 備 工 事	11
第4編	自 動 制 御 設 備 工 事	12
第5編	給 排 水 衛 生 設 備 工 事	12
第6編	ガ ス 設 備 工 事	14
第7編	さ く 井 設 備 工 事	14
第8編	浄 化 槽 設 備 工 事	14
第9編	昇 降 機 設 備 工 事	14
第10編	機 械 式 駐 車 設 備 工 事	14

	共通 公住仕本文中の「監督職員」は「監督員」に読み替える。
	第1編 一般共通事項
	第1章 一般事項
	第1節 総則
1.1.1 適用	1.1.1の(1)は、次に読み替える。 (1) 公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）（以下「公住仕（機械編）」という。）は、建築物等の新築及び増築に係る機械設備工事に適用する。
	1.1.1の(5)は、次に読み替える。 (5) 設計図書の優先順位は、次の(ア)から(コ)の順番のとおりとする。 (ア) 追加説明書及び質疑応答書 (イ) 現場説明書 (ウ) 設計条件書（設計施工の場合） (エ) 特記仕様書 (オ) 共通設計図以外の設計図 (カ) 共通設計図（各種詳細図集及び建設機器設計図を含む。） (キ) 独立行政法人都市再生機構工事特記基準（令和8年6月版） (ク) 機材の品質判定・調達基準（令和8年6月版） (ケ) 公共住宅建設工事共通仕様書（令和7年度版） (コ) 公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（令和7年度版）
1.1.2 用語の定義	1.1.2の(1)(ア)、(シ)及び(ト)は、次に読み替える。 (ア) 「監督員」とは、工事請負契約書（以下「契約書」という）に規定する者で、受注者等に通知された上席総括監督員、総括監督員、副総括監督員、主任監督員及び監督係員をいう。 (シ) 「特記」とは、1.1.1(5)(ア)から(カ)までに指定された事項をいう。 (ト) 「指導検査」とは、品質確保向上の観点から都市再生機構自らの発意により一層の品質確保の徹底を図るために実施する検査をいう。 1.1.2の(1)(ナ)は、適用しない。 1.1.2の(1)に(ネ)(ノ)を追加する。 (ネ) 「通知」とは、監督員が受注者等に対し、又は受注者等が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。 (ノ) 「監督員の確認」とは、施工の各段階で、受注者等が確認した施工状況や材料の試験結果について、監督員が立会い又は受注者等より提出された資料に基づき、設計図書との適合を判断することをいう。
1.1.3 官公署その他への届出手続等	1.1.3に(4)を追加する。 (4) 官公署等との届出手続等において、工事に係る条件の変更又はそのおそれを生じたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告する。
1.1.5 書面の書式及び取扱い	1.1.5の(1)(2)は、次に読み替える。 (1) 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、発注者の標準書式によるほか、監督員と協議する。 (2) 公住仕（機械編）において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、原則として、電子化した書類を用いて行う。ただし、発注者が指示する書類及び発注者と受注者の間で法的効力のある書類を除くものとする。

1.1.7 関連工事等の調整	1.1.7に以下を追記する。 (2) 機械編に定める工事と建築工事又は電気設備工事等とが別契約の場合、取合い工事の区分は、特記による。
1.1.15 給水施設の立ち入り	1.1.15を追加する。 (1) 給水施設へ立ち入る工事関係者は、事前に水道法第21条及び同法施行規則第16条に規定する健康診断を受診し、適合の証明書を給水施設の管理者へ提出し立ち入り許可を受けること。
第2節 工事関係図書	
1.2.1 実施工程表	1.2.1の(6)は、適用しない。
1.2.2 施工計画書	1.2.2は、次に読み替える。 (1) 工事の着工に先立ち、次の事項について施工計画書等を作成し、監督員に提出する。ただし監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (ア) 総合施工計画書 (イ) 工事種別施工計画書（建築、電気、機械の各工種別） (ウ) 仮設計画（仮設建物、山留め、足場、栈橋、材料置場、工事用機械、仮設電力設備、仮設給水設備、仮囲い等の設置位置・撤去時期等） (エ) 工事用道路計画、仮設排水計画（位置、構造、排水の処理方法等） (オ) 既存物の処理計画（建物及び構築物の保護、移設、撤去の時期、方法、位置等） (カ) 既存樹木の保護計画（施工中に損傷のおそれがある既存樹木の保護に関する計画、方法等） (キ) 防災計画、交通管理計画、安全管理計画、安全及び訓練等の実施計画 (ク) その他（緊急時の体制、現場作業環境の整備等） (2) (1)の(イ)の施工計画書には、次の事項を具体的に記載する。ただし、監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (ア) 当該工事の概要（工事範囲を含む。） (イ) 現場組織（管理体制を含む。） (ウ) 品質計画（主要材料、仕上げ、品質証明書、性能証明書） (エ) 施工方法（工法の概要、施工要領等） (オ) 品質管理（管理項目、管理方法、管理値等） (カ) 検査計画（検査項目、検査方法、体制等） (キ) 養生計画（搬入、保管等） (ク) その他（解体・発生材処理、関連工事との取合い等） (3) 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、変更に関する事項について変更計画書を監督員に提出する。
第3節 工事現場管理	
1.3.2 電気保安技術者	1.3.2電気保安技術者は適用しない。
1.3.5 施工中の安全確保	1.3.5に(7)(8)(9)を追加する。 (7) 工事現場からの落下物によって、工事現場の内外に危害を及ぼすおそれがある場合には、関係法令に従って防護金網、防護柵等を設け、落下物による危険の予防処置をする。 (8) 現場内の仮設道路は監督員の指示、周辺の搬入路は、道路管理者の指示に従い、常に良好な維持管理（路面の保持、清掃及び道路附帯の排水施設の清掃・浚渫の実施をいう。）及び復旧を行うとともに、工事用運搬路として、道路を使用するときは、特

	に第三者に損害を与えないよう注意する。 (9) 仮設排水路は、敷地内外に害を及ぼさないよう、常に良好な維持管理を行う。
1.3.7 災害等発生時の 安全確保	1.3.7 は、次に読み替える。 (1) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、特記に示す事故等報告書を、指定する期日までに監督員に提出する。
1.3.12 地下埋設物等	1.3.12を追加する。 (1) 受注者等は工事の施工に際して、地下埋設物等に保全等対策が必要と予想される場合は、あらかじめ、給排水管、ガス管及びケーブル等の管理者と必要に応じて現場立会いのうえ打合せを行い、事故発生の防止に努める。 (2) 上記(1)の保全等対策について打合せを行ったときは、打合せ事項を記録し、監督員に提出する。 (3) 地下埋設物又は架線等の移設が必要な場合は、調査資料及び移設計画図等を作成し、監督員と協議する。
1.3.13 既存樹木等の保 護	1.3.13を追加する。 (1) 監督員の指示を受けた既存樹木等の保護については、特記による。
1.3.14 原状復旧工事の 立会い	1.3.14を追加する。 (1) 工事の施工済み箇所に更に埋設施工を行い原状に回復する場合は、監督員の立会いを受ける。
第4節 機器及び材料	
1.4.1 環境への配慮	1.4.1に(3)を追加する。 (3) 室内において使用する機材は、特記がなければ「JIS」及び「JAS」において定められたホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆、またはホルムアルデヒドを発散しない機材とする。
1.4.2 機材の品質等	1.4.2は、次に読み替える。 (1) 工事目的物に使用する材料、部品及び機器（以下「機材」という。）は、特記なき限り、新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品でなくてもよい。 (2) 機材の現場への搬入に当たっては、その機材が設計図書に適合していることを確認するとともに、確認が規定されている場合は、監督員の立会い、確認を受ける。 (3) 品質及び性能が指定された機材の確認は次による。 (ア) 「機材の品質・性能基準」を指定された機材は、次の(a)又は(b)による。 (a) あらかじめ都市機構に登録された品質性能評価機関（別表）が、登録の範囲内で評価を行ったことを証明する評価書を監督員に提出し確認を受ける。なお、評価書は、発行日から5年の有効期限を過ぎていないものとする。 (b) 試験成績書を添付した品質確認報告書を監督員に提出し確認を受ける。 (イ) 「機材の品質判定・調達基準」を指定された機材は、次の(a)又は(b)による。 (a) 「機材の品質判定・調達基準」のうち「2 機材の品質判定基準」を指定された機材は、(3)(ア)(a)による。 (b) 「機材の品質判定・調達基準」のうち「3 機材の調達基準」を指定された機材は、製造所が作成する品質証明書を添付した品質確認報告書を監督員に提出し確認を受ける。 (4) 使用する機材が設計図書に定める品質及び性能を有することを証明する資料を監督員に提出する。ただし、次の(ア)から(エ)までのいずれかによる場合は、この限りでない。

1.4.5
機材の検査に伴
う試験

- (ア) 「JIS による」、「JAS による」又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令による」と指定された機材で、当該規格・基準に適合することが、第三者機関の認証等により確認できるもの、又は規格を証明するマーク表示等の確認ができるものを使用する場合。ただし、JIS の自己適合宣言品は除く。
- (イ) 建築基準法その他の認定品等と指定された機材で、品質、性能を証明する資料又はマーク等が確認できるものを使用する場合。
- (ウ) 上記(3)による評価書を監督員に提出する場合。
- (エ) 規格等が指定された機材で、当該規格への適合性を、公共住宅用資機材品質性能評価事業、公共土木工事用資機材品質性能評価事業又は建築材料・設備機材等品質性能評価事業により評価を受けたものについては、評価を受けたことを証明する評価書を監督員に提出する場合。
- (5) 特記による品質、性能の確認方法がある場合はそれによる。
- (6) 監督員の承諾を受けた場合、規格証明書等の提出及び試験を省略することができる。
- (7) 設計図書に規定された規格等が改正された場合は、1.1.8による。
- (8) 機材を選定する際、次の事項について配慮する。
 - (ア) 維持が容易であり、部品交換等への対応が整備されており、交換が容易に行えるものであること。
 - (イ) 施工が容易であり、施工の確実性が確保できるようマニュアル等が整備されていること。
- (9) 給水設備、給湯設備等に使用する機材は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成9年厚生省令第14号)に適合するものとする。なお、耐寒性能の適用は、特記による。
- (10) 機器類の取扱説明書等の作成及び整理については、監督員の指示による。
- (11) 調査を要する材料については、調査に先立ち、調査表等を監督員に提出する。
- (12) 機材の色等については、監督員の指示を受ける。
- (13) 設計図書に定められた機材の見本を提出又は提示し、材質、仕上げの程度、色合い等について、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (14) 機器には、製造者名、製造年月又は製造年、形式、形番、性能等を明記した銘板を付けるものとする。
- (15) 各編で使用する鋼材、ステンレス鋼材、アルミニウム材等の材料の呼称、規格等は、第2編1.1.2「材料・機材等の呼称及び規格」による。

1.4.5 に(4)(5)を追加する。

- (4) 試験等に用いる測定器は計量法第 71 条の規定により合格とされた機器を用いて行うこと。
- (5) 試験項目は、(1) によるほか、次による。ただし、詳細は各編の当該事項による。
 - (ア) 第2編 共通工事
 - 1.3.2 総合試運転調整
 - 2.9.2 (オ) 冷媒管の気密試験
 - 2.9.2 (カ) 住戸内暖房配管の水圧又は空気圧試験
 - 2.9.3 給水及び給湯配管の水圧試験
 - 2.9.4 排水及び通気配管の満水試験
 - 2.9.4 (3) 洗濯機防水パンの水張り試験
 - 2.9.4 (4) 吸排気弁ドレン管及び給湯ドレン管の導通試験
 - 2.9.5 消火配管の水圧又は気密試験
 - 2.9.6 (1) 追焚配管の水圧試験
 - 2.9.6 (2) 浴槽の湯張り試験
 - (イ) 第3編 空気調和設備工事
 - 2.1.27 (カ) 換気扇類の運転試験
 - (ウ) 第6編 ガス設備工事
 - 2.2.6 ガス配管の気密及び耐圧試験
 - (エ) 第7編 さく井設備工事
 - 2.2.1 揚水試験

	2.2.2 水質試験 (オ) 第8編 浄化槽設備工事 2.2.2(2) 配管の試験
1.4.6 機材の保管	1.4.6 は、次に読み替える。 (1) 搬入した機材は、工事に使用するまでに破損、変質等がないように、その特性に応じ適切に保管する。特に火気に注意しなければならないものについては、周囲の状況に応じて位置、構造等を定め、関係法規に従い保管倉庫を設置する。 なお、搬入した機材のうち、破損、変質等により工事に使用することが適当でないと監督員の指示を受けたものは、工事現場外に搬出する。
1.4.7 製作図面の提出	1.4.7 を追加する。 (1) 使用する機器等については、必要に応じて、あらかじめ製作図面を作成し、監督員に提出する。機材の仕上げ部分に係る色彩については、特記するものを除き、監督員と協議する。
第5節 施工	
1.5.11 施 工	1.5.11 を追加する。 (1) 本仕様書に定めのない施工方法等については、建築基準法、施行令、国土交通省告示、技術基準及び空気調和・衛生工学会施工基準等の定めによる。
1.5.12 避雷設備との隔離	1.5.12 を追加する。 (1) 高さ 20m を超える建築物の陸屋根に設置する鉄管類及び水槽等の露出する金属体は、避雷設備の棟上げ導体又は避雷導線から 1.5m を超えて離して設置すること。やむを得ず 1.5m 以内に設置する場合は、その金属体に接地工事が施せる構造とする。
1.5.13 既設施設の改造	1.5.13 を追加する。 (1) 建替工事等で既施設（屋外配管を含む）の改造等を行う場合は、施工方法等について、関連部署と事前に協議を行う。
1.7.1 完成時の提出図書	1.7.1 は、次に読み替える。 (1) 工事完成時の提出図書の種類は、特記による。特記がなければ、1.7.2「完成図」及び1.7.3「保全に関する資料」による。 (2) 工事完成時の提出図書は、原則として、電子化した書類とする。 ただし、発注者が指示する書類及び発注者と受注者の間で法的効力のある書類を除くものとする。
1.7.2 完成図	1.7.2 に、次を追加する。 (2) 完成図（施工図及び施工計画書を除く）の様式等は、特記による。
1.7.3 保全に関する資料	1.7.3 の(1)は、次に読み替える。 (1) 保全に関する資料の様式及び部数は、特記による。
	第8節を追加する。 第8節 仮設物
1.8.1 仮設物等	(1) 足場、材料置場、危険物貯蔵所、監督員事務所、受注者事務所、その他仮設物等は、公住仕建築編2章（仮設工事）による。

第2編 共通工事

第2章 配管工事

第1節 配管材料

2.1.2.5
給水、給湯、消火
及び住戸内暖房
用

2.1.2.5の(1)の表2.2.6の脚注に、以下を追記する。

注12 架橋ポリエチレン管の呼び径16及び20は、JIS K 6787（水道用架橋ポリエチレン管）とする。

注13 塩ビライニング鋼管（SGP-VA，SGP-FVA）及びポリ粉体ライニング鋼管（SGP-PA，SGP-FPA）は、原則として屋外露出配管に使用してはならない。

注14 塩ビライニング鋼管（SGP-VA，SGP-FVA，SGP-VB，SGP-FVB）及びポリ粉体ライニング鋼管（SGP-PA，SGP-FPA，SGP-PB，SGP-FPB）は、原則として地中埋設管に使用してはならない。

2.1.2.5の(2)の表2.2.7の脚注に、以下を追記する。

注14 架橋ポリエチレン管継手の呼び径16及び20は、JIS K 6788（水道用架橋ポリエチレン管継手）とする。

第4節 配管施工の一般事項

2.4.7
給 水 配 管

2.4.7の(13)は、次に読み替える。

(13) さや管ヘッダー配管工法は、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（令和7年度版）による。

2.4.7の(14)に、以下を追記する。

(オ) 段差スラブ干渉部（出隅部）等樹脂管に損傷を与える可能性がある箇所、発泡ウレタン吹付け材、溶剤等樹脂管に悪影響を及ぼすおそれがあるものが付着する恐れがある箇所や、その他養生が必要と思われる箇所等は保護管（さや管）を設置する。

(カ) 隠ぺい部（洗面化粧台内及び台所流し台内を除く）で継手を使用する場合は、工場加工（プレハブ加工）による融着接合とする。また、現地で加工（補修）を行う場合は、加工メーカー責任のもと行う。

(キ) 継手は、浮かないように平面に固定する。

2.4.8
排 水 及 び
通 気 配 管

2.4.8の(15)の(イ)に、次を追記する。

なお、各器具までの距離は、次表を標準とする。

表 各器具までの距離

器 具	計測の起点と終点
台所流し	排水ヘッダー掃除口～横枝管と立ち上りエルボの接続部
洗面化粧ユニット	排水ヘッダー掃除口～横枝管と立ち上りエルボの接続部
洗濯機用防水パン	排水ヘッダー掃除口～横枝管と器具トラップの接続部
浴室ユニット	排水ヘッダー掃除口～横枝管と器具トラップの接続部
便 器	排水用特殊継手の掃除口又はP S内横枝管の掃除口～横枝管と立ち上りエルボの接続部

第6節 勾配、吊り及び支持

2.6.2
吊り及び支持

2.6.2.1の(13)に次を追記する。

なお、製造メーカーによる規定がある場合は、それに従う。

第9節 試験

2.9.1
一般事項

2.9.1の(1)に次を追記する。

ただし、工場加工製品（プレハブ加工製品）を使用する場合は、工場出荷前に行い、試験成績書を監督職員に提出する。

第3章 保温、塗装及び防錆工事

第1節 保温工事

3.1.5
給排水衛生設備
工事の保温

3.1.5.1の(1)の表2.3.5は、次に読み替える。ただし、脚注は除く。

区 分		施 工 箇 所	保温の種別
管 (継手及び弁類を含む。)	給 水 管	屋内露出	a1・(ア)(イ)(ウ)
		ポンプ室・機械室 住戸メーターボックス内 階下のあるトレンチ内	b・(エ)
		天井・木造壁内 台所流し台裏及び浴室ユニット裏 住戸内のパイプスペース内 住戸外のパイプスペース内	c・(エ)
		階下のないトレンチ内、ピット内	特記による
		屋外露出	a1・(ウ)(エ) e2・(エ)
	排 水 及 び 通 気 管	階下のあるトレンチ内	b・(エ)
		天井・木造壁内	c・(エ)
		住戸内のパイプスペース内	特記による
	給 湯 管	屋内露出	a1・(ア)(イ)
		ポンプ室・機械室 メーター室内 階下のあるトレンチ内	b・(ア)(イ)
		天井・木造壁内 スラブ、床板間転がし配管 台所流し台裏及び浴室ユニット裏 浴室ユニット下部及びネダフォーム下部 住戸内のパイプスペース内 住戸外のパイプスペース内	c・(ア)(イ)
		階下のないトレンチ内、ピット内	d・(ア)(イ)
		屋外露出	a1・(ウ)(エ) e2・(ア)(イ)

第3編 空気調和設備工事

第1章 機材

第16節 暖冷房設備

1.16.2の(1)は、次に読み替える。

(1) 住戸セントラル暖房方式は、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（令和7年度版）による。

なお、熱源機を第5編 1.3.9（ヒートポンプ給湯機）とする場合は特記による。

1.16.2
住戸セントラル
暖房方式

第17節 住宅用換気設備

1. 17. 2 換気扇類及び換気口等	1. 17. 2 の(1)は、次に読み替える。 換気扇類及び換気口等は、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（令和7年度版）による。
	1. 17. 2 の(3) の(ウ)は、次に読み替える。 (ウ) レンジフードファンは、風量が3段階（常時換気運転を含まない）以上切替えられる製品を標準とする。
	第4編 自動制御設備工事は、読み替え及び追加事項なし。
	第5編 給排水衛生設備工事
	第1章 機材
	第1節 衛生器具
1. 1. 1 一 般 事 項	1. 1. 1 の(1)は、次に読み替える。 (1) 衛生陶器、洗面化粧ユニットの品質及び性能は、次による。 (ア) 衛生陶器及び付属部品は次によるほか、品質並びに性能は特記による。特記がなければ、公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（令和7年度版）による。 (イ) 洗面化粧ユニット及び付属部品の品質並びに性能は、特記による。特記がなければ、機材の品質判定・調達基準の「3 機材の調達基準」又は公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（令和7年度版）による。
1. 1. 14 浴 槽	1. 1. 14 は、次に読み替える。 (1) 浴槽は次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、JIS A 5532（浴槽）及び公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（令和7年度版）による。
	第2節 ポンプ
1. 2. 9 試 験	1. 2. 9 の(3)は、次に読み替える。 (3) ポンプ機器類の騒音測定（消火ポンプを除く。）を機器据付け後に行う。測定場所は、特記がなければポンプ室内、ポンプ室出入口付近及び直近住戸とする。なお、測定結果書を監督員に提出する。
1. 2. 10 加圧式給水システム	1. 2. 10 は、次に読み替える。 (1) 加圧式給水システムは、受水槽を介して、ポンプにより住宅等に直接給水するシステムで、圧力タンク又はポンプ回転数等により圧力制御する方式とし、品質及び性能は、特記がなければ、公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（令和7年度版）による。
	第3節 温水発生機等
1. 3. 5. 2 家庭用燃料電池 コージェネレー ションシステム	1. 3. 5. 2 は、次に読み替える。 (1) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステムは、都市ガス、LP ガス又は灯油から取出す水素を燃料とした燃料電池を用いた発電装置と熱回収装置等との組合せにより、熱と電気を同時に生成するもので、これらの有効な運転に必要な制御装置その他の附属機器を含み、燃料電池ユニットと貯湯槽ユニット等で構成されるものとし、品質及び性能は、特記がなければ、公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（令和7年度版）による。

1.3.7 潜熱回収型給湯器	1.3.7の(5)は、次に読み替える。 (5) 給湯器ユニットの品質及び性能は、特記がなければ、公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（令和7年度版）による。 1.3.7に(10)を追加する。 (10) 熱交換器は、給湯用と暖房追焚用を完全に分離した構造のものとする。
1.3.9 ヒートポンプ給湯機	1.3.9の(1)は、次に読み替える。 (1) ヒートポンプ給湯機は、本項によるほか、JIS C 9220（家庭用ヒートポンプ給湯機）又はJRA4060（業務用ヒートポンプ給湯機）に適合するものとし、品質及び性能は、特記がなければ、公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（令和7年度版）による。
1.3.10.1 風呂がま	1.3.10.1の(1)は、次に読み替える。 (1) 住宅で使用する風呂がまは、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（令和7年度版）による。
1.3.12.1 太陽熱利用給湯システム	1.3.12.1は、次に読み替える。 (1) 太陽熱利用給湯システムは、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（令和7年度版）による。
第4節 タンク	
1.4.1 一般事項	1.4.1の(6)は、次に読み替える。 (6) タンク（水槽）の品質及び性能は、特記がなければ、公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（令和7年度版）による。
第6節 厨房機器	
1.6.8 調理用ガス機器（住宅用）	1.6.8の(1)に(カ)を追加する。 (カ) 調理用ガス機器において、ハイカロリバーナーと標準バーナーの両方の機能が備わる機器を設置する場合は、ハイカロリバーナーが流し側になることを標準とする。
第7節 排水金具	
1.7.9 洗濯機用防水パン	1.7.9は、次に読み替える。 (1) 洗濯機用防水パンは、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（令和7年度版）による。 1.7.9の(1)の(オ)は、次に読み替える。 (オ) かさ上げタイプの洗濯機用防水パン（優良住宅部品認定基準（洗濯機用防水パン）BLS WP:2023（以下「BL基準」という。）に示す「Ⅲ型」に類似した防水パン）を設置する場合の要求性能については、原則 BL 基準によるものとし、BL 基準の解説編Ⅰの1の6）～8）の要求事項については以下のとおり読み替える。 (a) 6）住宅部品の性能等に係る要求事項について 壁又は洗面化粧台等に接し手足の入る恐れのない面以外のすべての面に保護カバーを取り付ける。 (b) 7）供給者の供給体制等に係る要求事項について 保護カバーの取付位置は設計図書に記載する。 (c) 8）情報の提供に係る要求事項について 住戸の取扱説明書集に、使用上の注意事項が記載されたメーカーによる取扱説明書等を同梱する。注意ラベルは使用者の見える位置（防水パン本体）に貼付する。

第2節 給排水衛生機器

- | | |
|---|---|
| 2.2.4
タ ン ク | 2.2.4 に次を追加する。
(1) 屋外設置の水槽は、ふたが外れない構造又はワイヤー等で連結するなど、ふたの飛散を防止する措置を施すこと。 |
| 2.2.4.1
F R P 製、鋼板製
及びステンレス
鋼板製タンク | 2.2.4.1 の(4)は、次に読み替える。
(4) タンク類の清掃・消毒は、次により行う。
タンクは、据付け後、清掃及び水洗いを行う。飲料用の場合は、さらに有効塩素 50～100mg/L の濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤により消毒を行う。 |
| 2.2.5.6
消 火 器 | 2.2.5.6 を追加する。
(1) U R 賃貸住宅の共用部分に設置する消火器には、本体に団地名、設置場所（棟番号、階数、室名等）及び都市機構所有物であることの表示を行う。 |

第6編 ガス設備工事は、読み替え及び追加事項なし。

第7編 さく井設備工事は、読み替え及び追加事項なし。

第8編 浄化槽設備工事は、読み替え及び追加事項なし。

第9編 昇降機設備工事

第7章 住宅用エレベーター

第1節 一般事項

- | | |
|------------------------|---|
| 7.1.1
一 般 事 項 | 7.1.1 の(1)は、次に読み替える。
(1) この章は、住宅に設置するエレベーターに適用し、都市機構が別に定める「エレベーター仕様書（マシンルームレス型エレベーター）（一般エレベーター）（非常用エレベーター）」及び「エレベーター仕様書（既存中層住宅設置用直階段型）（既存中層住宅設置用バルコニー型）」による。また、上記によらないエレベーターは、特記による。 |
|------------------------|---|

第10編 機械式駐車設備工事は、読み替え及び追加事項なし。

【別表】

品質性能評価機関等登録名簿（令和８年６月版）（機械編）

該当する品質判定基準等	登録機関及び機材の種別	
機材の種類・種別	登録機関名	機材の種別
１．便器	（一財）建材試験センター （UR 都市機構機材の品質性能評価事業）	便器
	（一財）ベタリーピング （優良住宅部品認定事業）	便器
２．洗面化粧ユニット	（一財）建材試験センター （UR 都市機構機材の品質性能評価事業）	洗面化粧ユニット
	（一財）ベタリーピング （優良住宅部品認定事業）	洗面化粧ユニット
３．加圧式給水システム	（一財）ベタリーピング （優良住宅部品認定事業）	加圧式給水システム
４．さや管ヘッダー配管	（一財）ベタリーピング （優良住宅部品認定事業）	さや管ヘッダー配管
５．洗濯機用防水パン	（一財）建材試験センター （UR 都市機構機材の品質性能評価事業）	洗濯機用防水パン
	（一財）ベタリーピング （優良住宅部品認定事業）	洗濯機用防水パン
６．浴槽	（一財）建材試験センター （UR 都市機構機材の品質性能評価事業）	浴槽
	（一財）ベタリーピング （優良住宅部品認定事業）	浴槽
７．給湯器ユニット	（一財）ベタリーピング （優良住宅部品認定事業）	給湯器ユニット
８．電気温水器・ ヒートポンプ給湯機	（一財）ベタリーピング （優良住宅部品認定事業）	電気温水器・ヒートポンプ 給湯機
	（一財）電気安全環境研究所 （都市再生機構用機材品質性能評価事業）	電気温水器・ヒートポンプ 給湯機
９．風呂がま	（一財）ベタリーピング （優良住宅部品認定事業）	風呂がま
１０．太陽熱利用システム	（一財）ベタリーピング （優良住宅部品認定事業）	太陽熱利用システム
１１．家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム	（一財）ベタリーピング （優良住宅部品認定事業）	家庭用燃料電池コージェ ネレーションシステム
１２．住戸セントラル 暖房方式	（一財）ベタリーピング （優良住宅部品認定事業）	住戸セントラル暖房方式
１３．換気扇類及び換気口等	（一財）ベタリーピング （優良住宅部品認定事業）	換気扇類及び換気口等
	（一財）電気安全環境研究所 （都市再生機構用機材品質性能評価事業）	換気扇類及び換気口等
１４．マシンルームレス型 エレベーター	（一財）ベタリーピング （優良住宅部品認定事業）	マシンルームレス型エレ ベーター
１５．水槽	（財）ベタリーピング （公共住宅用資機材品質性能評価事業）	水槽